

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 106 号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和 39 年岩手県規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(証券業務の認可申請等)</p> <p><u>第 1 条の 2 農業協同組合及び農業協同組合連合会（県の区域を</u> <u>超える区域を地区とする農業協同組合及び県の区域又はその</u> <u>区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。以</u> <u>下「組合」という。）は、法第 10 条第 6 項第 5 号及び第 6 号の</u> <u>2 の事業のうち募集の取扱いの事業（以下「国債等募集取扱事</u> <u>業」という。）について同条第 18 項の規定による認可を申請し</u> <u>ようとするとき、又は同条第 7 項の事業（以下「国債等売買等</u> <u>事業」という。）について同条第 21 項の規定による認可を申請</u> <u>しようとするときは、証券業務認可申請書（様式第 1 号）を所</u> <u>管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）</u> <u>に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 法第 10 条第 18 項又は第 21 項の規定による認可を受けた組合</u> <u>は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を記載した</u> <u>書類に理事会の議事録の謄本又は抄本及び当該各号に掲げる</u> <u>書類を添えて、所管する局長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該事業を行う事務所を設置又は廃止しようとするとき</u> <u>変更に係る信用事業方法書の新旧条文の抄本</u></p> <p><u>(2) 当該事業を行う事務所の位置を変更しようとするとき</u> <u>変更に係る信用事業方法書の新旧条文の抄本</u></p> <p><u>(3) 当該事業を行う事務所の住所表示を変更したとき</u> <u>変更に係る信用事業方法書の新旧条文の抄本</u></p> <p><u>(4) 当該事業を行う事務所の種類を変更しようとするとき</u> <u>変更に係る信用事業方法書の新旧条文の抄本</u></p> <p><u>(5) 当該事業を行う事務所の名称を変更したとき</u> <u>変更に係る信用事業方法書の新旧条文の抄本</u></p> <p><u>(6) 組織に関する事項を変更しようとするとき</u> <u>変更に係る信用事業方法書又は組織、分掌及び職務権限に関する規程</u> <u>の新旧条文の抄本</u></p> <p><u>(7) 役員に関する事項を変更しようとするとき</u> <u>変更に係る信用事業方法書の新旧条文の抄本又は当該事業の担当役</u> <u>職員一覧の新旧対照表</u></p>	<p>第 1 条の 2 削除</p>

<p>(8) <u>当該事業に係る経理方針を記載した書類の記載事項を変更しようとするとき 変更に係る当該書類の新旧対照表及び変更後の全文</u></p>	
<p>3 <u>組合は、国債等売買等事業の内容及び方法（前項に掲げるものを除く。）を変更しようとするときは、証券業務変更認可申請書（様式第1号の2）を所管する局長に提出しなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>組合は、国債等募集取扱事業又は国債等売買等事業を廃止したときは、当該国債等募集取扱事業又は国債等売買等事業の廃止を議決した総会又は総代会の終了した日から2週間以内に、その旨を記載した書類に次に掲げる書類を添えて、所管する局長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>顧客に対する債権債務の状況及びその処理方法を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>信用事業規程の謄本又は抄本</u></p> <p>(3) <u>総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本</u></p> <p>(4) <u>前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書</u></p> <p>(5) <u>最近の合計残高試算表及び証券業務廃止後の事業計画書</u></p> <p>(6) <u>信用事業方法書の謄本又は抄本及び当該信用事業方法書の廃止を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本</u></p> <p>(組合員以外のものに対する貸付限度の特例の指定申請)</p>	<p>(組合員以外のものに対する貸付限度の特例の指定申請)</p>
<p>第1条の3 <u>組合は、法第10条第27項の規定による指定を受けようとするときは、員外貸付限度特例指定申請書（様式第1号の3）を知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認申請)</p>	<p>第1条の3 <u>農業協同組合及び農業協同組合連合会（県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び県の区域又はその区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。以下「組合」という。）は、法第10条第20項の規定による指定を受けようとするときは、員外貸付限度特例指定申請書（様式第1号）を知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認申請)</p>
<p>第1条の4 <u>組合は、法第11条第1項の規定により信用事業規程の承認を申請しようとするときは、信用事業規程設定承認申請書（様式第1号の4）を所管する局長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第1条の4 <u>組合は、法第11条第1項の規定により信用事業規程の承認を申請しようとするときは、信用事業規程設定承認申請書（様式第1号の2）を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>組合は、法第11条第3項の規定により信用事業規程の変更の承認を申請しようとするときは、信用事業規程変更承認申請書（様式第1号の5）を所管する局長に提出しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>組合は、法第11条第3項の規定により信用事業規程の変更の承認を申請しようとするときは、信用事業規程変更承認申請書（様式第1号の3）を所管する局長に提出しなければならない。</u></p>

3 組合は、法第11条第3項の規定により信用事業規程の廃止の承認を申請しようとするときは、信用事業規程廃止承認申請書（様式第1号の6）を所管する局長に提出しなければならない。

（同一人に対する信用供与等限度額超過の承認申請）

第1条の5 組合は、法第11条の4第1項ただし書の規定により同一人に対する信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしようとするときは、信用供与等限度額超過承認申請書（様式第1号の7）に信用供与等限度額超過内訳表（様式第1号の8）を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

（仮理事若しくは仮監事の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求）

第9条 組合の組合員若しくは会員（以下「組合員」という。）又はその利害関係人は、法第40条第1項の規定に基づき、仮理事若しくは仮監事の選任を請求し、又は役員選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、仮理事（仮監事）選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第18号）を知事等に提出しなければならない。

（信用事業の譲渡の届出）

第10条の3 組合は、法第50条の2第8項の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、当該譲渡をした日から2週間以内に、信用事業譲渡届（様式第19号の4）を知事等に提出しなければならない。

（合併に伴う証券業務の認可申請等）

第14条 設立委員は、国債等募集取扱事業又は国債等売買等事業をしようとするときは、合併に伴う証券業務認可申請書（様式第23号の2）を所管する局長に提出しなければならない。

2 設立委員は、法第11条第1項の規定により信用事業規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う信用事業規程設定承認申請書（様式第23号の3）を所管する局長に提出しなければならない。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

3 組合は、法第11条第3項の規定により信用事業規程の廃止の承認を申請しようとするときは、信用事業規程廃止承認申請書（様式第1号の4）を所管する局長に提出しなければならない。

（同一人に対する信用供与等限度額超過の承認申請）

第1条の5 組合は、法第11条の4第1項ただし書の規定により同一人に対する信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしようとするときは、信用供与等限度額超過承認申請書（様式第1号の5）に信用供与等限度額超過内訳表（様式第1号の6）を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

（一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求）

第9条 組合の組合員又は会員（以下「組合員」という。）その他の利害関係人は、法第40条第1項の規定に基づき、一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、一時理事（監事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第18号）を知事等に提出しなければならない。

2 組合員その他の利害関係人は、法第40条第3項の規定に基づき、一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、一時代表理事の職を行うべき者選任請求書（様式第18号の2）を知事等に提出しなければならない。

（信用事業の譲渡の届出）

第10条の3 組合は、法第50条の2第7項の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、当該譲渡をした日から2週間以内に、信用事業譲渡届（様式第19号の4）を知事等に提出しなければならない。

（合併に伴う証券業務の認可申請等）

第14条 設立委員は、法第11条第1項の規定により信用事業規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う信用事業規程設定承認申請書（様式第23号の2）を所管する局長に提出しなければならない。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

6 [略]

(監査に関する報告)

第24条 組合は、監事が組合の財産又は事務の執行状況を監査したときは、2週間以内に監査書の写しを添えて、監査に対する組合の措置方針を局長に報告しなければならない。

2 [略]

(登記に関する報告)

第26条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に当該各号に掲げる書類を添えて、第1号及び第2号に該当した場合にあっては知事等に、第3号に該当した場合にあっては所管する局長に報告しなければならない。

- (1) 設立の登記をしたとき 登記簿謄本
- (2) 合併の登記をしたとき 登記簿謄本、合併に伴う事務引継書の写し及び事務引継ぎについての監事の証明書
- (3) 解散の登記をしたとき(法第64条第1項第2号、第3号、第4号及び同条第4項の規定により解散した場合を除く。) 登記簿抄本(解散年月日並びに代表清算人の氏名及び住所を記載したもの。次条第1項第2号において同じ。)

2 農事組合法人は、清算終了の登記をした場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に登記簿抄本(清算終了年月日並びに清算人の氏名及び住所を記載したもの)及び清算総会議事録の謄本を添えて、所管地方振興局長に報告しなければならない。

(解散届)

第27条 組合は、法第64条第1項第3号、第4号又は同条第4項の規定により解散したときは、2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

- (1) [略]
- (2) 登記簿抄本
- (3)～(5) [略]

2 [略]

第28条 組合又は農事組合法人は、法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく代表清算人(農事組合法人にあっては、清算人。以下同じ。)の就職登記を行い、その登記終了後2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

- (1) 登記簿抄本(代表清算人の就職年月日、氏名及び住所を記載したもの)

5 [略]

(監査に関する報告)

第24条 組合は、監事が組合の財産又は事務の執行状況を監査したときは、2週間以内に監査書の写しを添えて、監査に対する組合の措置方針を局長(法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあっては、知事。次項において同じ。)に報告しなければならない。

2 [略]

(登記に関する報告)

第26条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に当該各号に掲げる書類を添えて、第1号及び第2号に該当した場合にあっては知事に、第3号に該当した場合にあっては所管地方振興局長に報告しなければならない。

- (1) 設立の登記をしたとき 登記事項証明書
- (2) 合併の登記をしたとき 登記事項証明書、合併に伴う事務引継書の写し及び事務引継ぎについての監事の証明書
- (3) 解散の登記をしたとき(法第64条第1項第2号、第3号、第4号及び同条第4項の規定により解散した場合を除く。) 登記事項証明書(解散年月日並びに代表清算人の氏名及び住所を記載したもの。次条第1項第2号において同じ。)

2 農事組合法人は、清算終了の登記をした場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に登記事項証明書(清算終了年月日並びに清算人の氏名及び住所を記載したもの)及び清算総会議事録の謄本を添えて、所管地方振興局長に報告しなければならない。

(解散届)

第27条 組合は、法第64条第1項第3号、第4号又は同条第4項の規定により解散したときは、2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

- (1) [略]
- (2) 登記事項証明書
- (3)～(5) [略]

2 [略]

第28条 組合又は農事組合法人は、法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく代表清算人(農事組合法人にあっては、清算人。以下同じ。)の就職登記を行い、その登記終了後2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

- (1) 登記事項証明書(代表清算人の就職年月日、氏名及び住所を記載したもの)

(2) [略]	(2) [略]
2 [略]	2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第1号の2を削る。

改正前	改正後
<p>様式第1号の3 (第1条の3関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第10条第27項の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号 (第1条の3関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第10条第20項の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第1号の4 (第1条の4関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号の2 (第1条の4関係)</p> <p>[略]</p>
<p>様式第1号の5 (第1条の4関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号の3 (第1条の4関係)</p> <p>[略]</p>
<p>様式第1号の6 (第1条の4関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号の4 (第1条の4関係)</p> <p>[略]</p>
<p>様式第1号の7 (第1条の5関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号の5 (第1条の5関係)</p> <p>[略]</p>
<p>様式第1号の8 (第1条の5関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号の6 (第1条の5関係)</p> <p>[略]</p>
<p>様式第18号 (第9条関係)</p> <p>[略]</p> <p><u>仮理事 (仮監事) 選任 (役員選挙 (選任) 総会招集) 請求書</u></p> <p>農業協同組合法第40条第1項の規定により、<u>仮理事 (仮監事) の選任 (役員を選挙 (選任) するための総会招集)</u>を請求します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第18号 (第9条関係)</p> <p>[略]</p> <p><u>一時理事 (監事) の職務を行うべき者選任 (役員選挙 (選任) 総会招集) 請求書</u></p> <p>農業協同組合法第40条第1項の規定により、<u>一時理事 (監事) の職務を行うべき者の選任 (役員を選挙 (選任) するための総会招集)</u>を請求します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第18号の2 (第9条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県知事 _____ 様</p> <p>(_____ 広域振興局長)</p> <p>組合の住所</p> <p>組合の名称</p> <p>組合員 (利害関係人) 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ ㊟</p>

一時代代表理事の職務を行うべき者選任請求書

農業協同組合法第 40 条第 3 項の規定により、一時代代表理事の職務を行うべき者の選任を請求します。

- 1 役員の職務を行う者がなくなった年月日及びその理由
- 2 遅滞により損害を生ずるおそれのある事項及びその理由
- 3 請求者と組合との関係（請求者が組合員である場合にあっては、不要）

備考 請求者が多数の場合にあっては、請求者の氏名の下に「ほか 人」と記載し、請求事項を明記して請求者が記名押印した請求者名簿を添付する方法によることができます。

(A 4)

様式第19号（第10条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～3 [略]

4 出資 1 口の金額が減額となる場合にあっては、農業協同組合法第 49 条第 1 項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに同条第 2 項及び同法第 50 条第 2 項の規定による手続を終了したことを証する書類

5～7 [略]

8 信用事業の全部の譲渡並びに共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転の場合にあっては、農業協同組合法第 50 条の 2 第 6 項及び第 50 条の 4 第 4 項の規定において準用する同法第 49 条第 1 項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに同条第 2 項及び同法第 50 条第 2 項の規定による手続を終了したことを証する書類

9 [略]

[略]

様式第 19 号の 2（第 10 条の 2 関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～4 [略]

5 農業協同組合法第 50 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

6～8 [略]

[略]

様式第19号（第10条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～3 [略]

4 出資 1 口の金額が減額となる場合にあっては、農業協同組合法第 49 条第 1 項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに同条第 2 項又は第 3 項及び同法第 50 条第 2 項の規定による手続を終了したことを証する書類

5～7 [略]

8 信用事業の全部の譲渡並びに共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転の場合にあっては、農業協同組合法第 50 条の 2 第 5 項及び第 50 条の 4 第 4 項の規定において準用する同法第 49 条第 1 項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに同条第 2 項又は第 3 項及び同法第 50 条第 2 項の規定による手続を終了したことを証する書類

9 [略]

[略]

様式第 19 号の 2（第 10 条の 2 関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～4 [略]

5 農業協同組合法第 50 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項又は第 3 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

6～8 [略]

[略]

様式第 19 号の 3 (第 10 条の 3 関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～4 [略]

5 農業協同組合法第 50 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

6～10 [略]

様式第 19 号の 4 (第 10 条の 3 関係)

[略]

信用事業の全部を 農業協同組合に譲渡したので、農業協同組合法第 50 条の 2 第 8 項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第 22 号 (第 13 条関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1 [略]

2 合併を議決した総会又は総代会の議事録

3・4 [略]

5 農業協同組合法第 65 条第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

6～12 [略]

[略]

様式第 23 号 (第 13 条関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1 [略]

2 合併を議決した総会又は総代会の議事録

3・4 [略]

5 農業協同組合法第 65 条第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

6～12 [略]

[略]

様式第 19 号の 3 (第 10 条の 3 関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～4 [略]

5 農業協同組合法第 50 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項又は第 3 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

6～10 [略]

様式第 19 号の 4 (第 10 条の 3 関係)

[略]

信用事業の全部を 農業協同組合に譲渡したので、農業協同組合法第 50 条の 2 第 7 項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第 22 号 (第 13 条関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1 [略]

2 合併を議決した総会又は総代会の議事録 (農業協同組合法第 65 条の 2 第 1 項に該当する場合にあっては、総会又は総代会若しくは理事会 (同法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき経営管理委員会を置く組合にあっては、経営管理委員会) の議事録)

3・4 [略]

5 農業協同組合法第 65 条第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項又は第 3 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

6～12 [略]

[略]

様式第 23 号 (第 13 条関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1 [略]

2 合併を議決した総会又は総代会の議事録 (農業協同組合法第 65 条の 2 第 1 項に該当する場合にあっては、総会又は総代会若しくは理事会 (同法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき経営管理委員会を置く組合にあっては、経営管理委員会) の議事録)

3・4 [略]

5 農業協同組合法第 65 条第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項又は第 3 項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

6～12 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 23 号の 2 を削る。

改正前	改正後
<p>様式第23号の3 (第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第 29 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>1 <u>登記簿謄本</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(A 4)</p>	<p>様式第23号の2 (第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第 29 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>1 <u>登記事項証明書</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(A 4)</p>
<p>様式第 31 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類をしてください。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>登記簿謄本</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>(A 4)</p>	<p>様式第 31 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類をしてください。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>登記事項証明書</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>(A 4)</p>
<p>様式第 32 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類をしてください。</p> <p>1 <u>登記簿謄本</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>(A 4)</p>	<p>様式第 32 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類をしてください。</p> <p>1 <u>登記事項証明書</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>(A 4)</p>
<p>様式第 33 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類をしてください。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>登記簿謄本</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(A 4)</p>	<p>様式第 33 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類をしてください。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>登記事項証明書</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(A 4)</p>
<p>様式第34号 (第17条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>(<u>広域振興局長</u>)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第34号 (第17条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。